

# 宮城県森林審議会議事録

日 時：令和4年12月20日（火）  
午前10時00分から午前11時25分まで  
場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

## 議 事

- (1) 役員選出等に関する事項
  - ① 会長及び会長代行の選出について
  - ② 部会の構成について
- (2) 宮城県森林審議会の運営に関する事項
  - ① Web会議システムを利用した会議について
- (3) 審議事項
  - ① 宮城南部地域森林計画の変更について
  - ② 宮城北部地域森林計画の変更について

## 情報提供

- (1) 「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の中間見直しについて
- (2) 令和7年度「第48回全国育樹祭」の開催について

## (1) 開会

### ◇司会 【相澤副参事兼総括課長補佐】

本日は年末のお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、宮城県森林審議会を開会いたします。初めに、会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名で、本日は委員11名の御出席を賜っており、宮城県森林審議会規定第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、会議の公開について御報告いたします。本審議会は、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条の規定により、原則として公開することになっております。本日は、非公開とすべき審議事項等はありませんので、公開で開催いたします。

続いて、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、出席者名簿のほか、役員選出等に係る資料の「資料1」。宮城県森林審議会の運営に係る資料の「資料2」、審議会審議事項資料の「資料3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5」。情報提供資料の「資料4-1, 4-2」をお配りしております。資料の不足がありましたら、挙手にてお申し出ください。

それでは開会にあたりまして、水産林政部副部長の中村から挨拶を申し上げます。

## (2) あいさつ

### ◇中村副部長

本日は年末のお忙しい中、審議会に御出席を賜りまして感謝申し上げます。また、常日頃から本県の森林・林業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして重ねて御礼を申し上げます。

さて、ここ数年続いておりますコロナ禍のもと、社会経済情勢、或いは生活様式というものが大変大きく変化いたしまして、国内林業に対する影響といたしましては、世界的に木材の需給バランスが崩れており、昨年春以降、十分な量の輸入木材が日本に入らないという状況が続いております。また、木材の価格も高騰しているという状況がございます。これをオイルショックになぞらえて、ウッドショックと名付けられており、こういった状況が続いておる状況でございます。その後のロシア・ウクライナ情勢により、さらに輸入環境が悪化しております。昨今の急激な円高、物価高なども加わり、むしろ国産材に対する引き合いというものが強まっている状況でございます。

また近年は台風、或いは豪雨といった自然災害が多発化、頻発化していることもございまして、県内で言えば、令和元年東日本台風、そして今年7月の連続した降雨、こうした際に、林業関係で山崩れや林道の崩壊などの被害が多数発生しております。現在、順次復旧工事に取りかかっておりますが、今後の災害に備えて、より強い県土づくりが求められております。

激動いたしますこのような環境変化に対応いたしまして、県としては、施策や具体的な取り組みというものを着実に実行することにより、県土を保全し、地球温暖化防止やSDGsなどに貢献する森林を適切に管理するとともに、本格的な伐期に達した人工林を使って、植えて、育てるという、循環のサイクルをしっかりと回しながら、健全で豊かな森林を後世にしっかりとつないでいく。このことを私たちの大きな使命と考えて取り組んでいるところでございます。

本日の森林審議会でございますけれども、今年2月に委員が改選されまして、初の開催となります。会長及び会長代行の選出、そして部会の構成などを決めさせていただいた後に、

地域森林計画に基づく、宮城南部及び宮城北部計画区の変更に関する御審議を頂戴したいと存じております。

この地域森林計画につきましては、知事が民有林における森林整備などの基本的な方向を定めたものでございまして、この計画に基づき、市町村が市町村森林整備計画を樹立するというところでございますので、民有林行政において地域森林計画というのは、大変重要な計画でございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれ御専門の見地から、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

### (3) 出席者紹介等

◇司会【相澤副参事兼総括課長補佐】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配付しております出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所主任研究員の綾部慈子委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の内内伸之委員です。

宮城県林業経営者協会副会長の大沼毅彦委員です。

日本ビオトープ管理士会副会長の大山弘子委員です。

宮城大学事業構想学群教授の郷古雅春委員です。

元宮城県林業振興協会常任理事の河野裕委員です。

宮城県町村会副会長で、大河原町長の齋清志委員です。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員です。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員です。

東北森林管理局仙台森林管理署長の竹中篤史委員です。

東北工業大学工学部環境応用化学科教授の丸尾容子委員です。

○県職員の紹介 (略)

○日程説明 (略)

それでは早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規定により、会議の議長には会長が当たることとなっておりますが、本日は委員改選後最初の開催であり、会長が決まっておられませんので、会長が選出されるまでの間、中村副部長を仮議長として議事を進めて参りたいと思います。

それでは中村副部長、仮議長をお願いいたします

### (4) 議事

◇中村副部長

ただいまから暫時の間、議事の進行に当たらせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは議事「(1)役員選出等に関する事項の ①会長及び会長代行の選出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○会長及び会長代行の選出について  
事務局説明(大信田林業振興課長) (略)

◇中村副部長

ただいま事務局から会長、会長代行の選出について、御説明がありました皆様いかがいたしましょうか。

◇竹中委員

事務局案があれば提示をお願いします。

◇中村副部長

事務局から案があればという御発言がございましたので、事務局から案があれば御説明をお願いいたします。

◇大信田林業振興課長

それでは私から事務局案を説明させていただきます。会長には、農山村地域の水資源利用や環境整備などに精通しておられる、宮城大学事業構想学群教授の郷古委員を推薦いたします。また、会長代行につきましては、県林業振興協会元常務理事等の経験をお持ちで、林業全般に精通されておられる河野委員を推薦いたします。

◇中村副部長

ただいま事務局から会長は郷古委員に、会長代行は河野委員にとの案が示されましたがいかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇中村副部長

それでは皆様の御賛同いただきましたので、会長は郷古委員に、会長代行は河野委員にお願いをいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして仮議長の務めを終えさせていただきます。御協力のほどありがとうございました。

◇司会【相澤副参事兼総括課長補佐】

それでは、ここからの議事、議事の進行については、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇郷古会長

ただいま会長に選出していただきました。宮城大学の郷古でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

私は里地里山でいうと、里地の方が専門なのですが、皆様御案内のとおり、これは繋がっているものでございます。例えば私がずっと関わっている、世界農業遺産の大崎耕土が宮城県の県北にあります。その重要なコンテンツの一つに、居久根があります。家の周りの森林でございます。これは今、もともと持っていた役割がなくなり、伐採する人が結構増えてきました。それをいかに保全するかも、一つの問題になっております。森林とは少し違いますが、こちら、例えば孫が生まれた時におじいちゃんが植えて、それをまたどんどん繋いでいくと言うような、健全な更新が必要なものでございます。まさに、

森林・林業もそういったものだと思っております。

もう1点、実は昨日、河川の委員会がございまして、防災などの関係で専門家として参加しているのですが、河川では、流域治水が話題になっております。最近の気候変動などで、今までにないような大雨が短時間で降るといような状況が続いており、洪水を川の中だけで押しとどめるのが、非常に難しくなっていることから、流域全体で、防災・減災を図る取り組みが始まっています。私の専門だと例えば、田んぼダムが最近注目されているのですが、流域治水は、農地だけの話ではありません。上流には森林もあります。森林の保全、特に人の手が入った二次的な自然である森林、農地と言ったところを、いかに健全に保全していくのかということも重要な課題でありまして、まさに森林の保全管理というのは、防災・減災にも繋がっていると、私は非常に強く認識しているところでございます。

そういった繋がりを常に強く意識しながら、宮城の森林を良くしていくために、委員の皆様ともども忌憚のない活発な御意見をいただきまして、この審議会を進めて参りたいと思います。何卒よろしくお願いたします。

それでは議事を進行させていただきます。次は「(1) ②部会の構成について」であります。事務局から御説明をお願いいたします。

○部会の構成について

事務局説明（大信田林業振興課長） （略）

◇郷古会長

御説明ありがとうございます。それでは委員の皆様のご所属部会並びに部会長を指名させていただきます。これから案をお配りいたしますので御覧いただきます。よろしくお願いたします。

〈部会構成（案）を配布〉

皆様お手元に届いたでしょうか。まず、森林保全部会につきましては、大沼委員、大山委員、河野委員、進藤委員、丸尾委員の5名の方々をいたしまして、部会長を、河野委員をお願いいたします。

森林保護部会につきましては、綾部委員、大内委員、齋委員、高橋委員、竹中委員の5名の方々をいたしまして、部会長を大内委員をお願いいたします。

以上の通り定めたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは案の通り所属部会並びに部会長を決定いたします。次に議事「(2) 宮城県森林審議会の運営に関する事項について」に入らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○宮城県森林審議会の運営に関する事項について

事務局説明（大信田林業振興課長） （略）

◇郷古会長

ただいま事務局の方から説明がありました。最近の情報を踏まえますと、あらかじめルーブル化しておくことは有効であると考えます。この件に関しまして御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。皆様いかがでしょうか。

Web会議システムも大分慣れてきたところかとは思いますが、御意見、御質問がないようですので、この案の通り決定してよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

異議なしということですので、原案の通り決定いたします。次に、審議事項(3)に入らせていただきます。

令和4年10月11日付けで知事から諮問のありました、「宮城南部地域森林計画の変更」及び、「宮城北部地域森林計画の変更」について、事務局から一括して御説明をお願いいたします。

- 宮城南部地域森林計画の変更について
  - 宮城北部地域森林計画の変更について
- 事務局説明（大信田林業振興課長） （略）

◇郷古会長

御説明ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ忌憚のない御意見を願いいたします。

◇河野委員

官行造林地の返地は、森林がどういう状態で返地されて、これからどういう風になっていくのか、お伺いしたいと思います。

◇大信田林業振興課長

官行造林地の返地につきましては、国で伐採した伐採跡地として、返地を受けてございます。今後は、地域森林計画の中に取り入れた上で、森林として管理していくものであり、更新、造林等につきましては、地元の森林組合等と調整しながら進めていくこととなります。県といたしましても再造林率が低迷しているということで、課題意識を持ってございますので、補助事業の活用などについて、情報提供しながら進めたいと考えております。

◇郷古会長

今回の森林計画の変更については、河野委員からも御質問がありましたけれども、様々な理由によって森林として管理すべき状況ではなくなったという御説明もありましたが、そのようなものを追認するというよりは、御説明のあったとおり、例えば返地になりました。そのような箇所をこれから再造林などしていく計画を立てる。そのような理解でよろしいですか。

◇大信田林業振興課長

今回につきましては、いわゆる自主的変更の年でございますので、計画の基本となる部分は特に変更しておりません。主に、面積の異動の状況を明らかにして、最新の数値に正すという部分と、災害等が発生して事業量が変わってきておりますので、その部分を計画の中に盛り込むというところが大きなものとなっております。

今回、面積の増減につきましては、官行造林の返地の部分が多いですが、逆に減少した部分につきましては、林地開発等において、再生可能エネルギー、太陽光発電などに転用されている部分を計画に反映させております。

また計画量につきましては、林道事業や治山事業が主になりますが、特に台風19号や3月の地震等を受けての森林被害、その復旧工事を今進めているところでございますので、そうした内容について、計画に盛り込むというのが今回の変更内容となります。

◇丸尾委員

水源かん養保安林とか土砂流出防備保安林とかの指定は分かるのですが、解除と言うのはどういった理由で解除になっているのでしょうか。

◇菅原森林整備課長

今回、水源かん養保安林と土砂流出防備保安林の関係で面積の異動がございました。水源かん養保安林に関しては、登米市と加美町で面積が減ってございます。登米市については、現況を確認したところ相当前に保安林以外に転用が行われていたことが確認されまして、今回面積を減ずるものになります。一方の加美町についても、指定箇所の一部が農地に転用されていたことが確認され、今回、面積を減ずるという内容になってございます。

◇大信田林業振興課長

本来ですと保安林の場合は、きちんと解除手続きを踏んだ上で解除されて、その後計画から落とすことになるわけですけど、広大な森林の中で、転用の手続きが行われないうまま、転用されているものが見つかったものの、大分時間が経過して古いものなので、転用された経緯などは、調べても追っていけない状況になってしまっている。既に農地などとして、地元で長年活用がされている状況などを踏まえて、今回は指定理由の消滅という手続きで整理をさせていただいているものでございます。

◇丸尾委員

影響とかが気になったものですから。大分前にそうだったということで、あまり影響が生じていないようなので少し安心しました。

◇郷古会長

言ってみれば追認みたいな形になるのだと思います。森林だけではなく、農地でも結構そういったものがありまして、調査した結果、例えば非農用地として判断するなど、現況で判断するというようなケースもあるのですが、丸尾委員からあったとおり、影響が特にないというのであれば、やむをえないのではないかと思います。

◇綾部委員

今回は土地面積の変更ということなので、これからだと思っておりますが、返地されたとこ

ろの再造林を行う場合に、樹種などはある程度目途をつけたりされているのでしょうか。今まで植えていた樹種をそのまま再造林するのか、それとも別の樹種とか、そういったものも考えていらっしゃるのでしょうか。

◇大信田林業振興課長

返地された場所につきましては、これからの調整になります。返地された箇所に限らず、伐採後の再造林は、今の森林所有者にとってハードルが高い部分がございますので、所有者にも御理解をいただきながら、県や市町村、森林組合などと連携しながら、働きかけを進めていければと考えてございます。

◇郷古会長

それでは、御意見、御質問がなければ、審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。それではお諮りいたします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の変更について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」の2件につきまして、原案の通り適当と認める旨の答申をすることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇郷古会長

異議なしということでございますので、審議事項の「宮城南部地域森林計画の変更」及び「宮城北部地域森林計画の変更」の2件につきまして、原案の通り適当と認める旨の答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

(5) 情報提供

◇司会 【相澤副参事兼総括課長補佐】

郷古会長、ありがとうございました。続きまして、次第4、情報提供に入りたいと思います。「(1) みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて」及び「(2) 令和7年度第48回全国育樹育樹祭の開催について」、事務局から情報提供させていただきます。

○みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて

○令和7年度第48回全国育樹育樹祭の開催について

大信田林業振興課長説明 (略)

◇司会 【相澤副参事兼総括課長補佐】

ただいま事務局から説明のありました2点について、一括して、御質問を受けたいと思います。御質問がありましたらお願いいたします。

◇大山委員

みやぎ森と緑の県民条例ですけれども、林業関係者の高齢化がどのような状況になっているのか。若い方たちが林業に参加できる状況なのか。もう1点が宮城の森ということで、生物多様性の視点はどうなっているのかお聞かせ願います。



◇大信田林業振興課長

林業の担い手につきましては、全体としては横ばい傾向になっておりますが、高齢化の方は、50歳以上の方が53%程度を占めており、これから先を考えると、若い人たちにたくさん入って来て欲しいというのは、課題だと思っております、今回の基本計画の中間見直しの中でも触れさせていただいております。

県といたしましては、県だけではなく、林業関係団体や、様々な人に参画していただいて、「みやぎ森林・林業未来創造機構」を設立いたしました。その機構が運営するカレッジが、今年4月に本格開校いたしましたので、カレッジを中心にしながら、特に若い人たちに林業の魅力を伝えながら、必要な技術の習得等を支援し、担い手の確保につなげていきたいと考えてございます。

それから、生物多様性の件でございますが、こちらにつきましては、SDGsなど新しい記載の中で、生物多様性についても触れさせていただいております。産業振興審議会の委員の皆様から御審議、御意見をいただいた中で、生物多様性のところが非常に重要だということは、水産林業部会の部会長からも御意見をいただいております。ただ今回は、全体を見直し新たに計画を樹立するわけではなく、中間見直しなので、今後残された5年の計画期間で考えたときには、そこをボリュームとして落とし込むのは難しいだろうと。なので、5年後の次の樹立の際には、生物多様性も柱の一つになってくるので、それが分かるような範囲で今回の見直しの中では入れてはどうか、という御意見をいただきましたので、そういった形で今回は整理させていただいているものでございます。生物多様性、非常に重要だという意見、委員の皆様からもたくさん出ましたし、特に森林の中で、希少種の保護、保全というよりも、当たり前にある自然の保護保全をまずは取り組んでいかなければならないのではないか、といった御意見をいただいたところでございます。

◇大山委員

COP15もありましたし、ぜひ生物多様性にも目を向けていただければと思います。

◇綾部委員

資料4-1のみやぎ森と緑の県民条例ですが、3で目標達成状況がありますが、この中で政策Ⅱの松くい虫による枯損木量の数値139%は、これで合っているのかというところをまずお伺いしたい。

◇菅原森林整備課長

この計画については、目標数値を1万㎡としておりまして、中間目標が12,959㎡に対して実績で9,305㎡ということで、139%という数字にしております。通常は数字が上がっていく目標が一般的だと思いますが、この松くい虫の枯損木量に関しては、もともと高い数字の被害量から対策の実施により下げていく目標となる関係で、他の指標とは違った格好の数字になっているものでございます。

◇綾部委員

実績は、枯損木の処理量ということでよろしいでしょうか。

◇菅原森林整備課長

枯損木の処理量と駆除量は同一と解釈いただいて構いません。

#### ◇進藤委員

私が所属している団体では、海岸防災林の活動をやっているのですけれども、その意識が薄れているような気がしております。基本計画の中で海岸防災林、達成率100%と書いてあるのですけれども、今後は、植えたら終わりではなくて、育てる段階に入っているのです、そのことの目標も入れていただけたらと思っていることと、もう一つは、地域の方々の興味があまりないと思っていることがありまして、海岸防災林がなくなって10数年経つわけですけれども、そのことによって何かデメリットというものが、打ち出したものがあればお伺いしたい。

#### ◇菅原森林整備課長

まず、この海岸防災林に関する目標値について、補足説明をさせていただきます。

震災の津波により、ほぼすべての海岸防災林が消失しまして、そこから海岸防災林を復旧することを目標としてこの計画としております。それが今回の中間見直しまでの間に植栽は全て完了しましたので、目標値を達成したということで整理し、今回100%とした上で、新たに今後の保育管理という目標を追加しております。

御指摘のありました地域の皆さんの関心ですとか、海岸防災林の重要性に対する認識といった部分については、この計画の中でも文中の表現に思いとしては入れ込んでございます。ただし、現実には、海岸防災林に近接してお住まいだった地域の方々が、集団移転で離れたところに行かれてしまい、地域の人たちと深く関わりを持って存在していた海岸防災林のかつての土台が失われたということで、県の方では、県森林インストラクター協会をはじめ、県内の団体、企業などと連携しながら、海岸防災林の新しい価値の創造に向け、人が介在して今後も語り継いでいけるような活動にしたいという思いで取り組んでいるところでございます。しかしながら、取組当初から参画いただいた皆さんも、震災から10年が経って高齢化しており、そろそろ活動の継続が難しいというような話を受けている状況もありますので、大学生の皆さんなどにも入っていただいて、新たな担い手を見いだせないかという活動も始めているところでございます。

正直、こうすればいいというような解決策は見いだせておりませんが、色々な方面にお声がけをさせていただきながら、どういったあり方であれば、永続的に海岸防災林と関わりを持っていただけるものかということを模索している状況でございますので、引き続き、皆さんの御意見をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◇大内委員

資料4-1の第5章の重点プロジェクトの部分で再生林の推進ということで、宮城県900haから1000haぐらい、毎年伐採してございまして、その内の300ha、30%前後の植林しか行われていないこともあり、重点プロジェクトとして挙げていただいたこと、感謝申し上げます。

再生林の低コスト化を図る上で、伐採してすぐ植林するというのもやってございまして、どの補助金を使うとか、補助金の内容が決定するのに時間がかかるため、なかなか、一連で低コスト化を図ろうと思ってもできない。伐採した後に植林をやってしまうというような状況もありまして、もう少し、やりやすい補助事業に変えていただきたいと思っております。最低でも50%ぐらいは植林をしていかないと、将来に繋がらないのではという危機感がございまして、私共の石巻の組合も、所有者の負担を組合で持ち出しして植林しているが、それでも植林が増えないというのが現実なものですから、県と一緒に我々連合会も中心になってやっていきたいと思っております。

それから、みやぎ森林づくり支援センターの理事長もしております、合板工場と売った方、工場側から10円、我々出した方も10円、それを積み立てて600万円くらいあり、それを、個人の再造林に支援しておりますけれども、他県を見ますと、製材工場も使った分と出した方とやっている。それをやることによって、もう少しお金もたまって、再造林支援もできるのかなということもあり、官民一体となってやるためにも、今後ともぜひ御支援、御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

#### ◇菅原森林整備課長

再造林の関係ですが、令和2年度に、高齢級主体の間伐から主伐・再造林の方へ切り換えを図るために、政策誘導的な意味合いで国と県の補助事業の大幅な見直しを行っております。例えば、これまでは伐採作業と造林作業を別々の作業として、事業者が同じ現場に2回入っておりますが、この手間を省くために伐採作業をしながら再造林に必要な地拵え作業を行い植栽までを行う「一貫作業」というものを前提としたほか、植栽本数もこれまでの3000本/ha植えを2000本/haに見直して低コスト化を図るといったことを補助メニューの見直しの中で行き、動き出したところです。下刈りについても、将来的には林業技術総合センターで開発した花粉が少なく従来苗よりも成長が約1.5倍早い苗木の供給が本格化すれば、下刈りの回数も大幅に減らせることから、これに先行して下刈り回数を少し抑えるような方向で見直しをしております。

ただ、見直しに対する不満の声が我々の方にも届いておりますし、森林組合長との意見交換の中でも様々な御意見をいただいておりますので、補助メニューの関係については、今後も引き続き、皆様の声をいただきながら、細かな修正を行っていきたいと思っております。

また、現在の補助メニュー上は、一貫作業を組み込んで各種要件を満たし、かつ、森林経営計画を策定している場合は、国と県の補助金を合わせた補助率が85%と他県に比べ高率な補助を実現しておりますが、残りの15%は所有者の負担として残っておりますので、そういった部分を「みやぎ森林づくり支援センター」からの支援で補うというような制度設計にさせていただきます。令和3年度は、制度の見直しの成果も出て、再造林の面積は増えてきております。平成20年に全国に先駆けて、民間事業者の皆さんがお金を出し合って再造林を支援するという、みやぎ森林づくり支援センターの取組がスタートしておりますが、その後、それを参考に他県で立ち上がった組織の方が資金的に潤沢になっていることも事実でございますので、今後、再造林面積がさらに増えることを想定し、引き続き支援をいただけるような見直しに県としても参画させていただければと思います。

#### ◇河野委員

先ほどの海岸防災林のことですけれども、この中には、今後の適切な保育管理の実施と書かれているのですが、昔と違って活着率がすごく良くて、現在の植えたところ見ていると、大変密な状態になっているところが多いと思います。

そのあたり、先ほど民間の方々の活動ということもありましたけれども、本来民有林については、県が保育管理を行っていくと思うので、その辺りの今後の見通し、どのように考えていらっしゃるかということをお聞かせいただきたいと思います。

#### ◇菅原森林整備課長

海岸防災林管理の今後の見通しとしては、5000本/haで植栽したクロマツ苗が順調に生育

している箇所については、順次、1回目の本数調整伐を始めております。民有林では753haの海岸防災林ございますが、そのうち146haが先ほど申し上げた団体の皆様に管理いただいております。残りの約600haは県が直接管理しております。

県が直接管理する部分については、本計画期間の終期である令和9年度までに1回目の本数調整伐を終えたいという希望を持っておりますが、これだけの面積を一斉に植栽し、保育管理を行っていくという取組は全国でも初の試みでございますので、その膨大な事業量に対して、事業者、作業人員を通年で確保できるのかといった問題や夏場の人力作業ではどこにあるか分からないハチの巣への対応をどうするかといった課題もございます。

本数調整伐の作業は、国の指針に基づき、列状で1列伐採して3列を残す1伐3残の方式で始めましたけれども、残存木はすぐ大きくなってしまいますので、2列を一気に間引く方法も視野に入れながら何とか機械化ができないかということで、地元仙台の森林組合にも入っていただきながら、検討を始めたところです。

マンパワー的に最後まで人力で行っていくのは厳しい面積だという認識がございますので、なるべく早い段階で一部の作業でも機械化を実現し作業性を向上させ、かつ、ハチの被害が出ないような方法を目指したいというのが今の状況でございます。

#### ◇司会 【相澤副参事兼総括課長補佐】

ただいま御質問をいろいろ頂戴いたしました「みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直し」の冊子につきまして、本日配布が漏れておりました。後日、各委員の皆様には送付させていただきたいと思っておりますので、大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

#### (6) その他

#### ◇司会 【相澤副参事兼総括課長補佐】

最後に次第5その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。それでは事務局から今後の部会の開催予定について御連絡いたします。

#### ◇事務局【三塚技術補佐（企画推進班長）】

皆様長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。私からは今後の部会の開催予定について連絡させていただきます。この後、11時35分から、森林保護部会を開催いたします。先ほど森林保護部会への所属が決定した綾部委員、大内委員、齋委員、高橋委員、竹中委員におかれましては、12階の水産林政部会議室に御移動いただきまして、部会の方の出席、よろしく願いいたします。

また、森林保全部会につきましては、現時点で、次回開催時期は未定となっております。開催が決定いたしましたら、具体の日程等につきまして、各委員の皆様と改めて調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務連絡は以上でございます。

#### (7) 閉会

#### ◇司会 【相澤副参事兼総括課長補佐】

それでは以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。